

## 尼崎市新図書館整備等事業・優先交渉権者基本協定書（案）

尼崎市新図書館整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、尼崎市（以下「甲」という。）と代表法人を●●●●とする、●●●●、●●●●、●●●●を構成法人等とするグループ（以下「乙」という。）及び●●●●、●●●●、●●●●を構成法人とするグループ（以下「丙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

※本案は、乙、丙ともに複数の構成法人からなるグループである場合を念頭に作成しています。優先交渉権者の構成がこれと異なる場合には、その構成に合わせ、本案における市と事業者との間のリスク分担の内容を変更しない範囲で、本案を然るべく変更します。

### 第1条（定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。  
なお、本協定中、次の各号に掲げる以外の用語の定義は、募集要項等による。

- (1) 「優先交渉権者」とは、本選定手続により、本事業の優先交渉権者として決定された、乙の構成法人●●●●、●●●●、●●●●、及び丙の構成法人●●●●、●●●●、●●●●から成るグループをいう。
- (2) 「代表法人」とは、優先交渉権者を代表する法人である●●●●をいう。
- (3) 「新図書館開館準備等業務委託契約」とは、甲と乙との間で締結される、新図書館の開館準備等の業務を委託する契約をいう。
- (4) 「指定管理者基本協定」とは、乙を指定管理者として指定する甲の議会の議決が得られたときに甲と乙との間で締結される、本施設の管理運営等の業務に関して締結する協定をいう。
- (5) 「管理運営法人等」とは、新図書館開館準備業務及び本施設の管理運営等の業務を担当する構成法人をいう。
- (6) 「設計業務委託契約」とは、甲と丙との間で締結される、本施設等の設計業務を委託する契約をいう。
- (7) 「設計法人」とは、本施設等の設計業務を担当する構成法人をいう。
- (8) 「本件契約」とは、新図書館開館準備等業務委託契約、指定管理者基本協定、及び設計業務委託契約をいう。
- (9) 「本施設」とは、大井戸公園内に新築される尼崎市新図書館、大井戸公園、並びに大井戸公園南北側の外周歩道、大井戸公園東側の武庫之荘南部区画第172号線及び市道第390号線をいう。
- (10) 「本選定手続」とは、本事業を構成する本施設の管理運営等の業務、及び設計業務に関して実施された公募型プロポーザル方式による民間事業者の選定手続をいう。
- (11) 「募集要項等」とは、本事業の実施に関して甲が作成し、令和8年●月●日に公表又は配布した募集要項、同募集要項に添付された公表資料及び参考資料並びに

募集要項等に関する甲の質問回答書及びその際に公表又は配布した資料等（公表又は配布後に変更がなされた場合には変更後のもの）の総称をいう。

- (12) 「提示条件」とは、本選定手続において、優先交渉権者が甲に提示した一切の条件をいう。
- (13) 「事業者提案書類」とは、本選定手続において、優先交渉権者が甲に提出した提案書等のほか、甲からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が本件契約締結までに甲に提出する一切の書類をいう。
- (14) 「暴排条例」とは、尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）をいう。
- (15) 「暴力団」とは、暴排条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう。
- (16) 「暴力団員」とは、暴排条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員をいう。
- (17) 「暴力団密接関係者」とは、暴排条例第 2 条第 7 号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (18) 「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。
- (19) 「役員等」とは、尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第 2 条第 2 号に規定する役員等をいう。

## 第 2 条（本協定の趣旨）

本協定は、本選定手続により、乙の構成法人等及び丙の構成法人から成るグループが本事業の新図書館開館準備等業務、本施設の指定管理者としての管理運営等の業務、及び本施設の設計業務の優先交渉権者として選定されたことを確認し、甲と乙との間の新図書館開館準備等業務委託契約、同じく甲と乙との間の乙を本施設の指定管理者とする指定管理者基本協定、及び甲と丙との間の設計業務委託契約の各締結のための甲並びに乙及び丙の相互の協力、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続等について定めることを目的とする。

## 第 3 条（甲乙丙の義務）

- 1 甲と乙及び丙は、第 2 条所定の契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。
- 2 乙及び丙は、提示条件を遵守のうえ、甲に対し事業者提案書類を作成し提出したものであることを確認する。また、乙及び丙は、本件契約締結のための協議に当たっては、本選定手続にかかる尼崎市新図書館整備等事業における優先交渉権者を特定するための選定委員会及び甲の要望事項を尊重する。
- 3 乙及び丙は、管理運営法人等及び設計法人として、両者の視点と創意工夫を最大限反映させ、本施設の空間と運営双方の在り方を考えた施設計画及び設計の実現に向けて協業しなければならない。

## 第 4 条（代表法人等の責務）

- 1 代表法人は、本事業が円滑に実施されるよう、構成法人等の役割及び責任の所在を明確にする業務実施体制を構築し、甲と乙及び丙との間、乙及び丙との間、乙の構成法人等相互間、並びに丙の構成法人相互間の調整業務等を行う。
- 2 代表法人は、乙及び丙が優先交渉権者として選定された旨の通知を受領した時から新図書館開館準備等業務委託契約及び設計業務委託契約の双方の契約の締結が完了するま

での間に生じる本事業に関する乙及び丙の甲に対するすべての債務について、連帯して責任を負う。

- 3 代表法人は、本協定締結後速やかに、新図書館開館準備等業務委託契約に基づく乙の業務と設計業務委託契約に基づく丙の業務の双方の業務を全般的に統括する統括代理人を選任し、設計業務委託契約終了まで、統括代理人の選任を継続しなければならない。なお、統括代理人は変更することはできないものとする。ただし、病気・事故・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない事態となった場合には、受託者はその者と同等の能力を有するものを選任し、委託者の承諾を得なければならない。
- 4 管理運営法人等が複数あるときは、代表者となる構成法人（以下「管理運営代表構成員」という。）を1者選任しなければならないが、管理運営代表構成員は、本事業に関し他の管理運営法人等たる構成法人等が甲に対して負担する債務について連帯して責任を負う。
- 5 設計法人が複数あるときは、代表者となる構成法人（以下「設計代表構成員」という。）を1者選任しなければならないが、設計代表構成員は、本事業に関し他の設計法人たる構成法人が甲に対して負担する債務について連帯して責任を負う。

#### 第5条（業務の受託、第三者への再委託）

乙及び丙は、本件契約の規定に基づき各々が担当する業務を実施するものとし、担当業務を第三者に行わせる場合であっても、各業務委託契約に定める条件を遵守するとともに、担当業務の全部又は大部分を第三者に行わせてはならない。

#### 第6条（本件契約締結にかかる努力義務等）

- 1 甲と乙及び丙は、速やかに、募集要項に添付の新図書館開館準備等業務委託契約、指定管理者基本協定、及び設計業務委託契約を締結できるよう最大限努力する。但し、乙を指定管理者に指定する議決が、甲の議会において否決されたときは、指定管理者基本協定は締結しない。
- 2 甲は、募集要項に添付の新図書館開館準備等業務委託契約書（案）、指定管理者基本協定書（案）、及び設計業務委託契約書（案）の文言に関し、乙又は丙から説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において、可能な範囲で趣旨を明確化する。
- 3 甲と乙及び丙は、新図書館開館準備等業務委託契約及び設計業務委託契約の締結後も、本事業の遂行のために協力する。

#### 第7条（談合行為に関する措置等）

- 1 前条第1項本文の規定にかかわらず、本選定手続に関して乙又は丙に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、甲は、本協定を解除し、本件契約の全部又は一部を締結しないことができ、既に締結した契約があるときは、これを解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は丙の構成法人等に対し、次のいずれかに該当する命令を行い、当該命令が確定したとき。
    - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項の規定による命令（独占禁止法第

2条第6項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。）

イ 独占禁止法第8条の2第1項又は第3項の規定による命令（不当な取引制限に相当する行為又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。ウにおいて同じ。）

ウ 独占禁止法第8条の2第2項において準用する独占禁止法第7条第2項の規定に係る命令

- (2) 公正取引委員会が、乙又は丙の構成法人等に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
  - (3) 乙又は丙の構成法人等の役員又は代理人、使用人その他の従業者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
  - (4) その他、本選定手続きに関して、乙又は丙の構成法人等が前各号の規定による違法な行為を行ったことが明らかになったとき。
- 2 前条第1項本文の規定にかかわらず、乙又は丙の構成法人等が、募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、本協定を解除し、本件契約の全部又は一部を締結しないことができ、既に締結した契約があるときは、これを解除することができる。但し、かかる場合であっても、甲は、やむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く乙又は丙の構成法人等の変更又は追加を認めたとうえで、本件契約の全部又は一部を締結することができ、また、既に契約を締結している場合であっても代表企業を除く優先交渉権者の構成企業等の変更又は追加を認めたとうえで解除せずに存続させることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定による本協定の解除、契約の不締結、又は契約の解除に伴い、乙及び丙その他関係者に損害が生じた場合であっても、乙及び丙は甲に対してその損害を請求することができない。
- 4 乙が新図書館開館準備等業務委託契約若しくは指定管理者基本協定を締結しないとき、丙が設計業務委託契約を締結しないとき、又は第1項若しくは第2項に該当して、甲が、本協定を解除し、本件契約の全部若しくは一部を締結せず、又は解除したときは、乙及び丙は連帯して、新図書館開館準備等業務に対する令和8年度から令和12年度までの対価の提案金額の合計額、本施設の管理運営等の業務に対する令和13年度から令和17年度までの対価（指定管理料）の提案金額の合計額、及び本施設等の設計業務に対する対価の提案金額の合計金額の10分の2に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙及び丙に対し、損害賠償を請求することを妨げるものではない。
- 6 本条の規定と本件契約の規定が競合する場合、その競合する部分に限り、本件契約の規定が優先するものとする。

## 第8条（暴力団等の排除措置）

- 1 甲並びに乙及び丙は、別紙「暴力団排除に関する特約」のとおり合意した。
- 2 甲は、乙又は丙の構成法人等が次の各号に該当するときは、本協定を解除し、本件契約の全部又は一部を締結しないことができ、既に締結した契約があるときは、これを解除することができる。
  - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
  - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 本事業上の業務に係る再委託契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) (1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、甲が乙又は丙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙又は丙がこれに従わなかったとき。
- 3 第1項及び第2項の規定による本協定の解除、契約の不締結、又は契約の解除に伴い、乙又は丙その他関係者に損害が生じた場合であっても、乙又は丙は甲に対してその損害を請求することができない。
- 4 乙が第1項若しくは第2項に該当して、甲が、本協定を解除し、又は本件契約の全部又は一部を締結せず、若しくは解除したときは、乙及び丙は連帯して、新図書館開館準備等業務に対する令和8年度から令和12年度までの対価の提案金額の合計額、本施設の管理運営等の業務に対する令和13年度から令和17年度までの対価（指定管理料）の提案金額の合計額、及び本施設等の設計業務に対する対価の提案金額の合計金額の100分の5に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙及び丙に対し、損害賠償を請求することを妨げるものではない。
- 6 本条の規定と本件契約の規定が競合する場合、その競合する部分に限り、本件契約の規定が優先するものとする。

## 第9条（準備行為）

乙及び丙は、新図書館開館準備等業務委託契約及び設計業務委託契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関するスケジュールを遵守するために、甲

と協議のうえ、甲の承諾を得た事項について、準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙及び丙における準備行為に協力する。

#### 第10条（本件契約不調の場合における処理）

- 1 新図書館開館準備等業務委託契約又は設計業務委託契約の一方の締結に至らなかった場合（第7条第1項及び第2項並びに第8条第1項及び第2項による場合を含む。）、又は、新図書館開館準備等業務委託契約若しくは設計業務委託契約の一方が解除された場合、甲は、未締結の他方の契約があるときは、その未締結の契約を締結しないことができ、締結済みの他方の契約があるときは、その他方の契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の場合のみならず、甲の判断により、本施設の全部又は一部につき、指定管理者基本協定を締結しないことができる。
- 3 乙が本施設の指定管理者として指定する甲の議会の議決が得られなかったとき、並びに第1項及び第2項の規定による契約の不締結又は契約の解除が行われたときは、乙及び丙その他関係者に損害が生じた場合であっても、乙及び丙は甲に対してその損害を請求することができない。
- 4 乙及び丙の責めに帰すべき事由に基づかずに本件契約の全部又は一部の締結に至らなかった場合、甲の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、甲と乙及び丙が締結に至らなかった契約に基づく業務の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲と乙、甲と丙との間には、相互に債権債務関係は生じないものとする。
- 5 本件契約の全部又は一部の締結に至らなかった場合において、乙及び丙は、公表済みの書類を除き、締結に至らなかった契約に基づく業務に関して甲から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、乙及び丙は、上記の甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙及び丙は、返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

#### 第11条（秘密保持）

甲と乙及び丙は、本協定に関する事項につき、公表済みのもの及び本協定において特別に定めるものを除き、相手方の同意を得ずにこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

#### 第12条（個人情報の取扱い）

乙及び丙は、本協定に基づき個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第9号）を遵守する他、別紙「個人情報・データ取扱特記事項」を順守しなければならない。

#### 第13条（本協定の変更）

本協定は、甲乙丙全員の書面による合意による場合を除き、変更することができない。

第14条（本協定の有効期間）

- 1 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和12年6月30日までとする。ただし、乙が本施設の指定管理者として業務を開始する時期が令和12年7月1日と異なることになったときは、乙が本施設の指定管理者として業務を開始する日の前日までとし、乙が本施設の指定管理者として業務を開始しないことが確定したときは、その確定した時期か設計業務委託契約が終了する時期のいずれか遅く到来する時期までの期間とする。
- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第4条、第7条、第8条、第10条ないし第12条、第15条及び第16条の規定の効力は存続する。

第15条（請求、通知等の様式）

本協定に基づく請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、催告、要請、合意及び協定終了通知又は解除は、相手方に対する書面をもって、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛に行わなければならない。

第16条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は神戸地方裁判所とする。

第17条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙丙の間で協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙は、それぞれ記名押印の上、甲乙丙が各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：

乙

丙

## 別紙「暴力団排除に関する特約」

(趣旨)

- 1 甲と乙及び丙は、尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 11 条及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 25 年 7 月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

(本事業からの暴力団の排除)

- 2 乙及び丙は、本事業上の業務（以下「委託業務」という。）の一部を第三者に行わせようとする場合においては、暴力団（条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 5 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第 7 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）にこれを行わせてはならない（既に当該第三者との間で契約（特約等を含む。以下同じ。）を締結している場合にあっては、当該契約を解除しなければならない）。
- 3 乙及び丙は、委託業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、この特約に準じた規定を当該第三者との契約に定めなければならない。
- 4 乙及び丙は、委託業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を甲に報告しなければならない。
- 5 乙及び丙は、委託業務の履行に当たり、暴力団等から当該指定管理者業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、直ちに、その旨を甲に報告し、及び所轄の警察署長（以下、「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。委託業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 6 甲は、乙及び丙、並びに乙及び丙が委託業務の一部を第三者に行わせる場合における当該第三者が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙及び丙に対して、それらの役員等（要綱第 2 条第 2 号に規定する役員等をいう。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 7 甲は、乙及び丙から提供された情報を警察署長に提供することができる。

8 甲は、乙及び丙の構成法人が暴力団又は暴力団密接関係者に該当するか否か並びに乙及び丙が委託業務の一部を第三者に行わせる場合における当該第三者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(警察署長から得た情報の利用)

9 甲は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、委託業務以外の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関(本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。)に提供することができる。

(本協定の解除等)

10 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、新図書館開館準備等業務委託契約及び設計業務委託契約本件契約を締結しないことができ、既に締結した契約があるときは、これを解除することができる。

(1) 乙又は丙、若しくはその役員等が暴力団又は暴力団密接関係者であることが判明したとき。

(2) 乙又は丙が、委託業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。

(3) 乙又は丙が委託業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときに、甲が乙又は丙に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと(既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあつては、当該契約を解除すること)を求め、乙又は丙がこれに従わなかったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、乙又は丙が正当な理由なく本協定(特約等を含む。)の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

11 前項の規定による本協定の解除、契約の不締結、又は契約の解除に伴い、乙又は丙その他関係者に損害が生じた場合であっても、乙又は丙は甲に対してその損害を請求することができない。

12 乙又は丙が本協定(暴力団排除に関する部分に限る。)及びこの「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、本協定の解除等し、損害賠償請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べることができない。

- 1 3 乙又は丙が、委託業務の一部を第三者に行わせる場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等の契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、要綱第5条の規定に準じて当該第三者に誓約書を提出させ、委託業務の履行が完了した旨の通知をするときまでに当該誓約書（第3項の規定によりこの特約に準じて当該第三者との契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。）を甲に提出しなければならない。
- 1 4 乙又は丙は、委託業務の一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が前項の誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、当該第三者が応じないときは、その旨を甲に報告しなければならない。
- 1 5 乙又は丙は、第13項の規定により誓約書を提出する必要がない場合であっても、甲がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。  
（相手方からの協力要請）
- 1 6 乙又は丙は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、甲及び警察署長に協力を求めることができる。

## 別紙「個人情報・データ取扱特記事項」

### (総則)

第1条 乙及び丙は、個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、本事業上の業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人及び甲の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及びデータを適切に取り扱わなければならない。

### (定義)

第2条 この特記事項において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報及び死者に関する情報（死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）をいう。

2 この特記事項において、「情報システム」とは、尼崎市情報セキュリティ対策基準第1章2（3）に規定する情報システムを、「データ」とは、同章2（6）に規定するデータをいう。

### (取得の制限)

第3条 乙及び丙は、委託業務を行うために個人情報を取得するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (安全管理措置に係る義務)

第4条 乙及び丙は、個人情報保護法第66条第2項の規定に鑑み、委託業務に関して知り得た個人情報又は当該業務に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）について、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び甲が認める場所外への無断持出し（以下「情報漏えい等」という。）の防止その他個人情報又はデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 乙及び丙は委託業務を行うに際し、当該委託業務に従事する従業員及び当該委託業務の作業場所を特定しなければならない。

3 乙及び丙は委託業務を行うに際し、本件個人情報等を日本国外に持ち出してはならない。

4 乙及び丙は、本件個人情報等について安全管理措置を講じるにあたっては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に定める安全管理措置に関する事項を遵守しなければならない。

### (秘密の保持)

第5条 乙及び丙は、個人情報その他委託業務の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。本協定の期間満了後及び本協定の解除後においても、同様とする。

(利用又は提供の禁止)

第6条 乙及び丙は、甲の許可がある場合を除き、本件個人情報等を、委託業務の履行目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙及び丙は、甲の許可がある場合を除き、本件個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

(事故等発生時における報告義務等)

第8条 乙及び丙は、委託業務に関する第4条第1項の規定に基づく安全管理措置を講じていないこと、本件個人情報等に係る情報漏えい等の事故が発生したこと又は当該事故が発生するおそれがあること(以下「事故等」という。)を知ったときは、速やかに、甲にその旨を通知し、甲の指示を受けるとともに、遅延なく、事故等の状況を書面により甲に報告しなければならない。

2 甲は、事故等があった場合において必要があると認めるときは、乙及び丙の名称、事故等の内容その他必要と認める事項について公表することができる。

(従事者への指導等)

第9条 乙及び丙は、委託業務に従事している者及び従事していた者(派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下同じ。)に対し、本件個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用させないために必要な措置を講じなければならない。

2 乙及び丙は、委託業務に従事している者に対して、本件個人情報等の保護に関し必要な事項を周知し、又は教育をしなければならない。

3 乙及び丙は、甲から前項の規定による周知又は教育の実施状況の報告を求められた場合には、当該実施状況等を書面により甲に報告しなければならない。

4 乙及び丙は、甲が必要と認めるときは、委託業務に従事している者を個人情報又はデータの取扱いに関する研修(甲が実施するものその他の甲が指定するものに限る。)に参加させなければならない。

5 乙及び丙は、甲に対して、委託業務に従事している者及び従事していた者の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(個人情報等の受領)

第10条 乙及び丙は、委託業務の履行上、甲から本件個人情報等の提供がある場合は、様式第1号「個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書」を甲に提出しなければならない。

(データ等の持出し)

第11条 乙及び丙は、委託業務の履行上、やむを得ず委託業務に関するデータを甲の管理する情報システムの外部に持ち出す場合は、様式第2号「データ等借用申請書」を提出し、甲の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合は、そのデータを持ち出す際に、暗号化等の措置を行うとともに、様式第3号「情報持出管理簿」に記録し、本協定の終了の際及び甲の求めに応じて、これを甲に提出しなければならない。

(データ等の持込み)

第12条 乙及び丙は、委託業務の履行上、外部から甲の管理する情報システムにデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「データ持込申請書」を提出し、甲の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等によりデータ等にコンピュータウイルス等の不正プログラムが書き込まれていないことを確認したうえで、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。成果物としてデータを甲に引き渡す場合その他委託業務に関して乙及び丙がデータを甲に引き渡す場合も、同様とする。

(個人情報等の返還等)

第13条 乙及び丙は、委託業務に関して甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、本協定終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により甲にデータを返還し、又は引き渡す場合について、準用する。

(廃棄等)

第14条 乙及び丙は、甲の許可がある場合を除き、委託業務に関するデータを保有する必要がなくなったときは、これを確実にかつ速やかに消去しなければならない。この場合において、乙及び丙は、データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を甲に提出しなければならない。

2 乙及び丙は、委託業務の履行上、甲から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、これを確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、その破壊し、又は廃棄した日から14日以内に、様式第7号「廃棄証明書」を甲に提出しなければならない。

(第三者に再委託する場合の措置)

第15条 乙及び丙は、甲の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託を行おうとする場合において、その再委託を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、当該第三者においてその再委託に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを、その再委託契約の締結前に確認し、書面によりその内容を甲に報告しなければならない。

2 乙及び丙から再委託を受けた業務に関してさらに第三者に再委託（それ以降の再委託も含む。以下「再々委託等」という。）が行われる場合において、その再々委託等を行

う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、乙及び丙は、当該再々委託等を行う者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 再々委託等を行うことについて、乙及び丙を通じて甲の承認を得ること。
- (2) 再々委託等の契約の締結前に、当該再々委託等を受ける者において当該再々委託等に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを確認し、書面によりその内容を甲に報告すること。

第16条 再委託又は再々委託等が行われる場合は、乙及び丙は、再委託又は再々委託を行う者に対し、この特記事項と同等以上の再委託先又は再々委託先遵守義務を定める規定をその再委託又は再々委託等に係る契約に規定させなければならない。

- 2 乙及び丙は、再委託先及び再々委託先に対し、この特記事項に定める乙及び丙の義務（その性質上乙又は丙のみが負うべきものを除く。）を遵守させなければならない。
- 3 乙及び丙は、甲に対して、再委託先及び再々委託先の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

（書類の提出）

第17条 乙及び丙は、契約締結時に、甲が委託業務に関して定める事項を記載した様式第8号「誓約書」を甲に提出しなければならない。

- 2 乙及び丙は、委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事させる前に、氏名、従事を開始する日、従事を終了する日その他甲が委託業務に関して定める事項を記載した様式第9号「確認書」を提出させ、その確認書の写しを甲に提出しなければならない。

（調査等）

第18条 甲は、必要があると認めるときは、本件個人情報等の取扱いについて、調査を行い、又は乙及び丙に報告を求めることができる。

- 2 乙及び丙は、前項の調査に協力し、及び同項の報告の求めに応じなければならない。

（監査等）

第19条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務に関して必要なセキュリティ対策が確保されていることその他本件個人情報等の適正な取扱いについて、監査し、又は乙及び丙に改善を求めることができる。

- 2 乙及び丙は、前項の監査に協力し、及び前項の改善の求めがあった場合は適切な措置を講じなければならない。

（定期報告）

第20条 乙及び丙は、本件個人情報等の取扱いの状況（再委託先及び再々委託先における状況を含む。）について、原則として、年1回以上、定期的に報告しなければならない。ただし、契約期間が1年に満たない場合は、この限りでない。

（甲の指示、法令等の遵守）

第21条 乙及び丙は、この特記事項に定める義務を履行するに当たり、仕様書等においてその履行の方法等について甲の指示があるときは、これに従わなければならない。ただし、甲が別に承認したときは、この限りでない。

2 前各条及び前項に定めるもののほか、乙及び丙は、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守しなければならない。

（契約解除等）

第22条 甲は、乙及び丙がこの特記事項に違反したときは、委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、委託業務の全部又は一部を解除したときは、これにより乙及び丙に損失が生じた場合においても、これを一切補償しないものとする。

3 事故等が個人情報保護法第68条第1項に規定する場合に該当するときは、同条第2項の規定による本人への通知に要する費用その他事故等により甲に必要となった事務に要した費用（第三者への損害賠償を含む。）については、甲に対して賠償しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、乙及び丙は、この特記事項に違反したことにより甲に損害を与えた場合は、甲に対してその損害を賠償しなければならない。

5 事故等の発生により第三者に損害を与えた場合は、乙及び丙は、当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。